○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業の一部を改正する件（同三三一）　一四
○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部を改正する件（同三三二）　九五
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十四事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件（農林水産九三二）　一〇三
○宮城県の一部の区域に係る国有林野の除染等に関する管轄局を指定する件（同九三三）　一〇四
○野菜生産出荷安定法施行規則第八条の規定に基づき、農林水産大臣が定める野菜を定める件の一部を改正する件（同九三四）
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件（経済産業九一）
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（同九二）
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（環境七〇）
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件の一部を改正する件（同七一）

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一一）　一〇四

本号で公布された法令のあらまし

◇**国民健康保険法の一部を改正する法律**（法律第二八号）（厚生労働省）

1　国庫負担及び都道府県負担に関する事項

市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合を引き上げるとともに、これに応じて、当該費用に対する国庫負担の割合を引き下げることとした。（第七〇条及び第七二条の二関係）

2　国民健康保険の財政基盤強化策に関する事項

㈠　保険者を支援するための制度に関する事項

所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成二六年度まで継続することとした。（附則第二四条関係）

㈡　医療に係る交付金事業に関する事項

医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業について、平成二六年度まで継続することとした。（附則第二六条関係）

3　国民健康保険の財政基盤強化策に関する事項

㈠　保険者を支援するための制度に関する事項

所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成二七年度から恒久化することとした。（第七二条の四関係）

㈡　医療に係る交付金事業に関する事項

医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業について、平成二七年度から恒久化するとともに、これと合わせ、財政運営の都道府県単位化を推進するために事業対象を全ての医療費に拡大することとした。（第八一条の二関係）

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第一一七号）（内閣府本府）

1　大臣官房の所掌事務のうち市民活動の促進に関する事務を政策統括官の職務とすることとした。（第二条及び第三条関係）（第二〇条関係）

2　大臣官房審議官並びに大臣官房及び本府に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第八条、第九条、第二〇条及び附則第八条関係）

3　沖縄振興局に置く総務課の所掌事務及び参事官の職務について所要の改正を行うこととした。（第二九条及び第三〇条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の一部を改正する政令**（政令第一一八号）（内閣府本府）

1　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務について、所要の整備を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令**（政令第一一九号）（公正取引委員会）

1　官房に参事官一人を新設することとした。（第六条関係）

2　官房に新設される参事官一人は、平成二七年三月三一日まで置かれるものとすることとした。（附則第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**行政機関職員定員令の一部を改正する政令**（政令第一二〇号）（総務省）

1　平成二四年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正するとともに、復興庁の定員を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令の規定は、平成二四年四月一日から適用することとした。

◇**環境省組織令の一部を改正する政令**（政令第一二一号）（環境省）

1　大臣官房に置かれる審議官及び参事官をそれぞれ一人増員することとした。